

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護 職員の員数 が基準に満 たない場合	注 介護職員の 員数が基準 に満たない場 合	注 個別機能訓 練加算	注 夜間看護体 制加算	注 医療機関連 携加算	注 障害者等支 援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (564 単位) 要介護2 (632 単位) 要介護3 (705 単位) 要介護4 (773 単位) 要介護5 (844 単位)	×70/100	×70/100	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1月につき +80単位		
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 87単位)				1日につき +20単位				訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 99単位 所要時間15分以上30分未満の場合 199単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 271単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに90単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 580単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに37単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 50単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 99単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに50単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 226単位 所要時間1時間15分以上の場合 271単位 ・通院等乗降介助 1回につき 90単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3	要介護1 (564 単位) 要介護2 (632 単位) 要介護3 (705 単位) 要介護4 (773 単位) 要介護5 (844 単位)	×70/100		1日につき +10単位				
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)						
		(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)						
		(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)						
ニ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000)		注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計				
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)						
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)						

※ 限度額	要介護1	17,146単位
	要介護2	19,213単位
	要介護3	21,432単位
	要介護4	23,499単位
	要介護5	25,658単位

※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分		注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
福祉用具貸与費 (現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の12/3を限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
	車いす付風呂			
	特殊寝台			
	特殊寝台付風呂			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
	自動排泄処理装置			

： 特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)